

医師等の労働時間短縮に資する機器等の 特別償却制度

令和元年4月から
令和3年3月まで

都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言を受けて策定した、**医師等勤務時間短縮計画**に基づき取得した医師等の勤務時間短縮に資する設備等について、普通償却限度額に加え、特別償却限度額(当該設備の取得額の15%)まで償却することが認められます。

Q 対象となる者は？

青色申告書を提出する**法人又は個人**で医療保健業を営むものです。

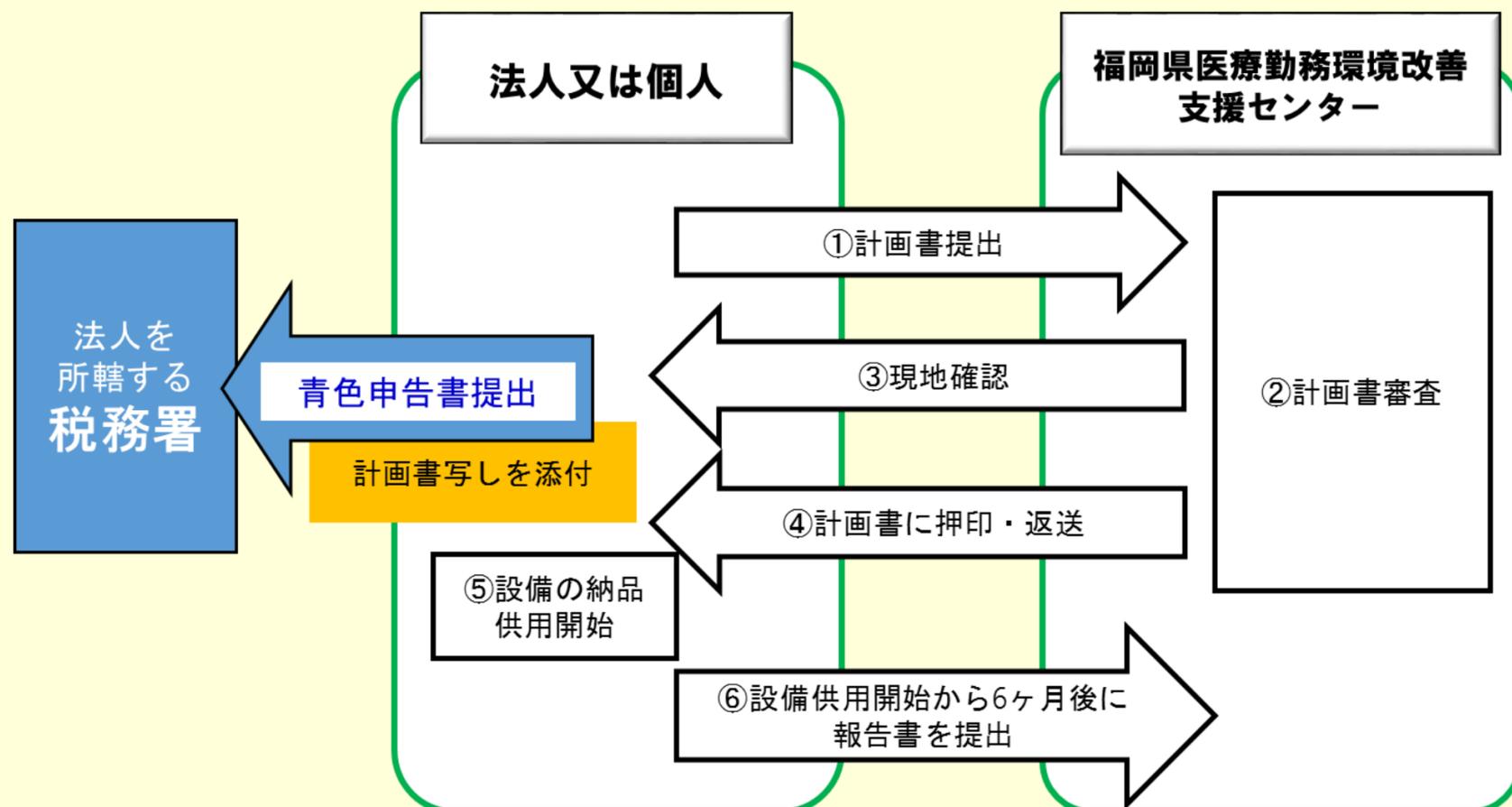
Q 対象の設備等とは？

厚生労働省通知に示された**類型**に当てはまるもので、医療勤務環境改善支援センターの助言を受けて策定した「**医師等勤務時間短縮計画**」に基づき、**R1.4.1～R3.3.31までに取得又は制作した新品**の設備等です。
(センター確認日以降に納品・供用開始するものに限る)

例) 勤怠管理システム、タイムカード、ICカード、CT、ベッドサイドモニター、手術支援ロボット、遠隔診療システム 等

Q 具体的な手続きは？

下図のとおりとなっています。



お問い合わせ
ご相談は

福岡県医療勤務環境改善支援センター (福岡県 医師・看護職員確保対策室内)
TEL: 092-643-3330 (平日9:00~17:00)
「ふくおか地域医療支援サイト」 URL: <http://cms.fukuoka.jp/>

